

滋 税 審 第 1 号
令和7年(2025年)1月16日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋 賀 県 税 制 審 議 会
会 長 諸 富 徹

法人県民税法人税割の税率の特例について（答申）

令和6年6月17日付け滋税第235号で当審議会に諮問された法人県民税法人税割の税率の特例（以下「法人税割の超過課税」という。）について、下記のとおり答申します。

記

1 評価について

法人税割の超過課税^{※1}は、昭和51年の制度創設から令和5年度までの累計で約468億円の税収をもたらし、厳しい財政状況が続く滋賀県において、県政の施策推進に寄与する貴重な財源となってきた。

これまで幾度かの制度見直しを経て、令和5年2月からは、法人税割の超過課税が特定の大規模法人に偏っている状況を踏まえ、課税の公平性の観点から不均一課税^{※2}の対象となる法人税額の適用要件を引き下げ^{※3}、課税対象を拡大するとともに、税収の確保を図っている。

こうした中、令和6年3月に試算した滋賀県の財政収支見通しにおいては、令和6年度から令和12年度までの累計で808億円の財源不足が見込まれるなど、その財政は依然として厳しい状況が継続しており、今後も県政の課題への対応や、滋賀の未来を見据えた施策を推進するためには、引き続き自主財源の充実確保を図る必要がある。また、不均一課税の適用要件を引き下げた直後にあたり、対象法人や税収への中長期的な影響等を検証していく必要があることから、法人税割の超過課税については、現行制度を継続することが適当である。

※1 法人県民税法人税割の標準税率（1.0%）に一定率（0.8%）を上乗せする措置。県税条例における適用期間は令和8年1月31日までの間に終了する各事業年度分まで。

※2 中小法人の保護等の観点から一定の要件以下の法人については、税率を軽減（1.0%）する措置。

※3 「資本金1億円以下かつ法人税額年5,000万円以下」から「資本金1億円以下かつ法人税額年2,000万円以下」へ見直し。（令和5年2月1日以降に終了する事業年度分から）

2 税率について

滋賀県では、法人税割の超過課税の対象法人に対して、標準税率（1.0％）に 0.8％を上乗せして課税しており、近年の税収は年間 11 億円程度となっている。

税率の見直しについては、上記 1 で述べたように、滋賀県の財政状況や不均一課税に関する中長期的な検証を踏まえる必要があること、他の都道府県の法人税割の超過課税の状況などに大きな変化等がないことを考慮し、現行の税率を継続することが適当である。

3 適用期間について

適用期間については、経済情勢等の変化に伴う影響や、法人税割の超過課税の運用状況の検証に要する期間などを考慮すると、これまでと同様に 5 年間程度とすることが適当である。

ただし、当該期間においても、法人関係税制や景気の動向、県内企業の状況などを踏まえながら、運用状況について検証し、制度見直しの必要性について適宜、調査、検討していくことが必要である。

4 その他

滋賀県の法人税割の超過課税は財政上の必要性から継続して実施してきたものであるが、対象法人の税負担の受容と理解促進の観点からは、法人の事情やニーズを把握し、それに応えとともに、その説明責任を果たしていくことが重要である。